

住居確保給付金支給延長のお知らせ

住居確保給付金の支給期間が**延長**されます

これまで

離職、廃業、休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3ヶ月間、最長9ヶ月間、家賃相当額を支給。



令和3年1月1日以降

最長で**12ヶ月まで**延長することが可能になります

※令和2年度中に新規申請して受給を開始した方に限ります

申請できる方は

収入要件、資産要件のほか、以下の求職活動を行う方が対象となります。

※原則として、全ての活動を行っていただく必要があります

- ・生活再建への支援プランに沿った活動
- ・ハローワークへの求職申込、職業相談
- ・企業等への応募、面接等

再々延長（12ヶ月まで）を申請するには

延長申請書を記載し、生活支援相談センターに返送

提出書類

- ・生活困窮者住居確保給付金支給申請書（再々延長用）
- ・ハローワークカードの写し

※再々延長時は資産要件が変更となっております。

詳しくは要件確認表（再々延長用）をご覧ください。

※延長には収入・資産要件のほか、長崎市による審査があります。

裏面もご確認下さい

再々延長が決定したら

求職活動を行いましょ

新たに活動要件が追加されて
おりますので、ご注意下さい。

決定通知書が届きますので、求職活動を行ってください。

- ・ 支援プランに沿った活動（生活支援相談センターへの報告）
- ・ ハローワークへの求職申込
- ・ 月に2回以上のハローワークでの職業相談（電話可）
- ・ 週に1回以上の企業等への応募、面接（履歴書送付、面接）

※再々延長の申請をされた方には支援計画（プラン）等を後日送付致します。

期間中の状況報告をしましょう

毎月ご提出いただくもの

- ① 求職活動等状況報告書
- ② 住居確保給付金常用就職活動状況報告書
- ③ 職業相談確認票（住居確保給付金・総合支援資金）

※③については、ハローワークの担当者が記入・押印したものを
ご提出下さい。

※活動は離職等・休業に関わらず必須です。これらの活動・手続を怠ったり、
書類を提出期限までにご提出いただけない場合は給付が中止されることが
ありますので、ご注意下さい。

就職がきまったら／本業が復調したら

生活支援相談センターへ連絡をお願いします。

※常用就職後の収入を確認するまで、給付金は中止しません。
常用就職後に自己の責に帰さない理由で解雇された場合は、住居確保給付金を
再支給することができる場合があります。まずは生活支援相談センターまでご相談下さい。

注) 諸要件は今後変更になる場合があります。

詳しい支給要件やご不明な点は下記までご連絡下さい

〒850-0054 長崎市上町1番33号

長崎市生活支援相談センター（長崎市社会福祉協議会内）

TEL：095-828-0028